

ソフトウェア使用許諾契約書

本使用許諾契約書（以下「本契約書」「本契約」）は、同梱の TOA 株式会社製ソフトウェア（以下「本ソフトウェア」）に関して、お客様（個人または団体）と TOA 株式会社（以下「TOA」）との間で締結される法的な契約書です。

本ソフトウェアをインストールまたは使用することによって、お客様は本契約書の条項に拘束されることに同意されたものとします。本契約書の条項に同意されない場合、TOA はお客様に本ソフトウェアのインストールまたは使用のいずれも許諾することはできません。

1. 本契約によって TOA は、非独占的かつ譲渡不能な権利として、お客様に以下のライセンスを許諾するものとします。
お客様は、許諾されたライセンス 1 件につき、6 台のコンピュータで使用することができます。
2. 本ソフトウェアに関するすべての権利および著作権は、TOA が所有しており、本ソフトウェアは著作権法および国際条約の規定によって保護されています。
また、本ソフトウェアに関するライセンスは、お客様に一切移転されないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアを複製することはできません。
4. お客様は、本ソフトウェアを改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。
5. 本ソフトウェアおよび添付書類は、「商用コンピュータソフトウェア」および「商用コンピュータソフトウェア書類」と見なされ、アメリカ合衆国政府による規制 DFAR Section 227.7202 および FAR Section 12.212(b) にそれぞれ従っています。
6. TOA は、本ソフトウェアを使用したことにより発生した、データ損失、逸失利益、保証金その他いかなる損害についても、お客様に対し責任を負いません。また、TOA は、明示もしくは黙示を問わず、本ソフトウェアに関する一切の保証（商用性および特定の目的に対する適合性などの黙示の保証を含む）をしないものとします。
7. お客様が、本ソフトウェアの不法な複製を行われた場合、または本契約に違反された場合には、即刻もしくは通知より 30 日以内に、本契約を解除することができるものとします。

お問い合わせ先

TOA 株式会社

〒665-0043 兵庫県宝塚市高松町 2 番 1 号



TOA 株式会社

133-41-068-8A